

身体拘束等最小化のための指針

独立行政法人国立病院機構

医王病院

1. 身体拘束等最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者等及び利用者（以下「患者等」）の権利である生活の自由を制限し、患者等の尊厳を侵害するものである。当院では患者等の尊厳と主体性を尊重し、病院内すべての医療従事者が、拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向け強い意思を持ち、身体拘束を行わない医療・看護の提供に努める。

2. 基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

当院では次の基本方針に則り、患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の行動を制限する行為を行ってはならない。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力し、あらゆる手段を講じる。
- (3) 「やむを得ない」と安易に身体拘束を行わない。
- (4) 患者の人権を最優先とする。
- (5) やむを得ない場合、患者・家族に丁寧に説明を行った上で身体拘束を実施する。
- (6) 身体拘束を行った場合、廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

【介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為】

- ・ 徘徊しないように車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないようにベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ・ 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」の例より)

* 上記以外、当院では患者等の行動制限につながりかねないコールマットやセンサー類も身体拘束とする。ただし、転倒防止目的の未就学児のサークルベッド使用、姿勢保持目的の車椅子乗車時のベルト使用、骨折防止目的の入浴介助や移乗時の一時的な上肢固定バンド使用、検査・治療のための一時的な固定は身体拘束としない。

2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

患者等もしくは他の患者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は「事故防止マニュアル 身体拘束」に従い実施する。その際は以下の点に留意する。

- (1) 「緊急やむを得ない場合」であるかどうかの慎重な判断
3 要件に照らし合わせ、多職種（3 職種以上）で判断する。

緊急・やむを得ない場合の3 要件	
切迫性	患者本人又は他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない事
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事

- (2) 患者・家族等への丁寧な説明と同意
(3) 拘束実施中の注意深い観察
(4) 拘束実施状況の記録記載・・・その態様及び時間等
(5) 早期解除に向けた多職種による検討

3. 身体拘束等最小化のための組織体制

1) 身体的拘束最小化チームの設置

身体拘束の最小化に向けて、組織横断的に活動するために身体的拘束最小化チームを設置する。

2) 職務

身体的拘束最小化チームは、以下の業務を実施する。

- (1) 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する。
(2) 身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用する。
(3) 定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知する。
(4) 拘束患者のラウンドを実施し、多職種の視点から拘束解除に向けた検討を行う。
(5) 身体的拘束の最小化に関する職員研修の企画・実施。

3) 構成員

副院長、脳神経内科医長、副看護部長、副薬剤科長、企画課専門職、主任保育士、医療ソーシャルワーカー、副看護師長、老年専門看護師、医療安全管理係長

4. 身体拘束等最小化のための職員教育（研修）

医療・ケアに携わる職員に対して、身体拘束最小化のための研修を実施する。

- (1) 定期的（年1回以上）に「虐待防止・身体拘束等防止研修」を実施する。
(2) 新規採用者には、入職時に「虐待防止・身体拘束等防止研修」を実施する。
(3) その他必要な教育・研修を実施する。

5. 指針の閲覧について

身体拘束等最小化のための指針は、求めに応じていつでも患者等及び家族等が自由に閲覧できるように、ホームページに公表する。

令和5年3月29日作成

令和5年7月26日改訂

令和7年5月1日改訂